

東京都行政書士会八王子支部 広報

# 行政はちおうじ・ひの



撮影場所：都立長沼公園

## 支部活動報告

総務部より

<令和 6 年度支部総会・大会>



令和 6 年度定時総会・大会が、4 月 20 日（土）午後 2 時 30 分から八王子エルシィにて開催され、議案はすべて賛成多数により可決承認されました。

出席人数は以下の通りです。

定時総会 124 名（委任状出席を含む、議決権を有する会員 237 名）

定時大会 114 名（委任状出席を含む、議決権を有する会員 197 名）

## 研修・業務開発部より

### <令和 6 年度 第 1 回研修会>

令和 6 年 6 月 11 日（火）の 14 時から令和 6 年度第 1 回研修会を、クリエイトホールの視聴覚室で行いました。

今回は講師に当支部会員の上田高弘先生と保田学先生のダブル講師をお迎えして、「行政書士が知っておくべき『著作権』の知識」と題して講義を行っていただきました。



身近な話題から核心に迫っていく保田先生のダイナミックな講義と、上田先生の緻密な講義が合わさって行政書士として著作権で注意すべき点や、著作権の行政書士業務としての可能性を大変分かり易く講義をしていただきました。

今回は会場のみでの実施でしたが多数会場にお越しいただき、事前の質問も多くいただきましたので、会員の皆様の中にも関心をお持ちの方が多いためテーマであった事を実感しております。

上田先生、保田先生共に講義後の懇親会にもご参加いただき会員の方々により親交を深められた様子でした。

## 広報部より

### <八王子古本まつり無料相談会>



5月3日に開催された八王子古本まつりで、無料相談会が大変好評を博しました。このイベントでは、相談員として支部会員の中から12名の先生にご協力いただき、地域の方々に幅広い分野でのアドバイスを提供しました。

当日は晴天に恵まれ、八王子ユーロードには多くの来場者が訪れました。会場には色とりどりのブースが立ち並び、活気に満ちた雰囲気が漂っています。当支部の無料相談会のブースも例外ではなく、

多くの人々が立ち寄り、相談員と熱心に話し込む光景が見られました。

相談内容は多岐にわたり、相続遺言に関する相談が33件、不動産問題が6件、成年後見が2件、労働問題が1件、近隣問題が1件の計43件が寄せられました。昨年と比べて相談件数が増えた要因として、当日の天気良かったことに加え、相続登記が義務化された影響が大きいと考えられます。特に、相続遺言に関する相談が多く寄せられたのは、この法改正に対する関心の高さを反映しています。

また、無料相談会のブースでは、訪れた方々に約 150 セットの配布物を提供。ビニールバッグ、クリアファイル、ウェットティッシュ、三つ折りパンフレット 2 種、ヒルフェパンフレットが入ったセットは、来場者に大変喜ばれました。特に、クリアファイルやウェットティッシュは、実用的でありながらもイベントの記念品として好評です。

昨年も利用してくれた相談者が再度訪れた事例もあります。ある相談者は「昨年の相談が非常に役立ったので、今年もこの相談会を目指して来ました」と語り、再度専門的なアドバイスを受けることで、さらに問題解決の糸口を見つけることができました。このようにリピーターが増えていることも、相談会の信頼性の高さを示しています。

当日は、相談の席が満員になる場面も多く見られました。多くの方々が専門家の助言を求めて来場し、相談員の先生方も休む間もないほど忙しく、終始活気に満ちた一日でした。参加者からは「とても親切でわかりやすいアドバイスをいただきました」「普段は聞きにくいことを気軽に相談できて良かったです」といった声が多く寄せられ、イベントの成功を実感しています。



このような地域イベントは、地域コミュニティの結束を強めるだけでなく、専門知識を持つ行政書士が地域の人々に貢献する良い機会となります。今後も、地域のさまざまなニーズに応えるために、さらに多くのイベントや活動が展開されることが期待されています。

## 支部の動き

- |        |     |      |     |             |
|--------|-----|------|-----|-------------|
| 令和 6 年 | 4 月 | 20 日 | (土) | 支部総会        |
| 令和 6 年 | 5 月 | 3 日  | (金) | 八王子古本まつり相談会 |
| 令和 6 年 | 6 月 | 11 日 | (火) | 第 1 回研修会    |

## 今後の予定

- |        |     |      |     |          |
|--------|-----|------|-----|----------|
| 令和 6 年 | 7 月 | 23 日 | (火) | 第 2 回研修会 |
| 令和 6 年 | 7 月 | 23 日 | (火) | 納涼会      |

## みんなの広場

### 不可能といわれる日本酒製造免許の新規取得

—不可能を可能にした東京八王子酒造のその驚きの手法とは—

保田 学

こんにちは。日本酒検定 3 級行政書士、保田です。行政書士日本酒会副会長もやっています。この度、同会からの刺客として、日本酒にまつわる拙稿を寄せさせていただきます。

今年の 2 月某日、JR 八王子駅を訪れたら、「東京八王子酒造」なる酒蔵が日本酒の駅前販売会をしていました。何でも、八王子中町の桑都テラスに新しく酒蔵ができたのだそうです。興味が湧いたので一本買ったのはもちろん、帰ってからこの酒蔵について調べてみました。ヤホーで検索するとすぐに記事が出てきて、そこには「八王子に新酒蔵誕生、取得困難な新規の日本酒製造免許を取得」という見出しが躍っていました。



恥ずかしながらこの時初めて知ったのですが、日本酒の製造に必要な日本酒製造免許は、新規で取得するのは基本的に不可能なのだそうです\*1。私は、「『取れない免許』なんて『開かない踏切』くらい意味のない代物だな」と呆れつつも、ならば一体どうやって東京八王子酒造はこの踏切を渡ったのか、知りたくなりました。そして調べてみた結果分かったのが、以下の経緯です（ただし、私の若干の推測も混じっていますことをご容赦下さい。）。

\*1 酒税法 10 条 11 号、法令解釈通達 2 編 10 条 11 号 2(1)。同通達同条項は、「次に該当する場合に限り免許を付する。」としているが、新規参入の場合は挙げられていない。

八王子の酒問屋の息子として育った西仲鎌司（けんじ）さんは、かねてから、故郷八王子に酒蔵を作り、その蔵で地元八王子産の酒米を用いて地産地消の酒を醸すのを夢見ていました。ところが、いざその実現に動いてみたところ、新規の日本酒製造免許は取れないと知ります。そこで西仲さんは、平成 26 年、長野県の倒産した酒蔵「舞姫酒造株式会社」から日本酒製造事業を買い取り、同時にその酒蔵の日本酒製造免許を引き継いで、同県に「株式会社舞姫」を設立し、まずは長野県での酒造りをスタートします。日本酒製造免許は新規では得られませんが、「営業の譲受け」をすれば引き継ぐことができるのです\*2。西仲さんはこの酒蔵で以前から作られ続けてきた「舞姫」や「翠露（すいろ）」といった銘柄を引き続き造る一方で、八王子産の酒米を用いた新しい銘柄「高尾の天狗」を造り始め、これを八王子で売り始めます。この酒が八王子に出回り出した時のことは私も覚えています。その時は、「『高尾の天狗』なのになぜ長野県産なんだ？」と不思議に思ったのですが、つまりそういうことだったのです。そして数年後、この「高尾の天狗」が八王子に十分に根付いた頃合いを見て、西仲さんは八王子の桑都テラスに株式会社舞姫所有のもう一つの酒蔵を建てます。これが「東京八王子酒造」です。しかし、問題は日本酒製造免許の取得です。免許は製造場ごとに取らなければならないので、たとえ同じ会社の長野の製造場がすでに免許を持っていたとしても、八王子の製造場の免許は

「新規」で申請しなくてはなりません。ところが裏技がありました。すでに免許を有する製造者が「企業合理化を図るため新たに製造場を設置して清酒\*3 を製造しようとする場合」は、例外的に新規の免許が取れるのです\*4。「八王子産の酒米を用いた日本酒が八王子で人気を博しているため製造場を新設して生産量を増やしたいが、その製造場は原料の産地かつ製品の消費地である八王子に建てるのが合理的である。」と言えば、「企業合理化」の説明としては十分だったと思われ\*5。こうして令和 4 年、東京八王子酒造は日本酒製造免許を新規取得し、西仲さんは念願を果たしたのです。

\*2 酒税法 7 条、法令解釈通達 2 編 7 条 1 項 5(6)

\*3 日本酒のこと

\*4 酒税法 10 条 11 号、法令解釈通達 2 編 10 条 11 号 2(1)イ

\*5 上記条項(1)の注に、「企業合理化とは、・・・製造コスト若しくは物流コストの削減・・・、製造場が狭い新たな製造場を設置しようとするもの等をいう」とある。

ちなみに、東京八王子酒造で造られているお酒の名称は「prototype1」といいます。何故これにも「高尾の天狗」と名付けないのかというと、日本酒というのは非常にデリケートな製品で、たとえ同じ原料・同じ製法で造ったとしても、別々の製造場で造った酒は同じ味にならないからです。この「prototype1」は、フルーティーな香りとやや強めの甘さと酸味が特徴のモダンな日本酒ですが、名称のとおりまだまだ粗削りな感もあります。これからどんどん美味しくなって、「高尾の天狗」を超えるのを期待しています。



最後に。本支部の池田智先生が創設した行政書士日本酒会に入会希望の方は、是非、池田会長にご一報下さい。入会条件は少々厳しく、「日本酒がまあまあ好きであること」です。もっとも、会員でなくとも、夜な夜な開かれている日本酒品評会へのオブザーバー参加は常時歓迎しております。

#### 【参考記事】

「東京都八王子市に新たな日本酒醸造蔵が誕生。途絶えた八王子の地酒の復活へ - 東京都・東京八王子酒造」（酒ストリート株式会社）

<https://sakestreet.com/ja/media/sakagura-tokyohachioji-shuzo>

#### 東京都行政書士会の総会に参加して



広報部の長岡です。5月29日（水）に開催された、東京都行政書士会の定時総会と政治連盟の定時大会に参加してきました。総会が始まる前に八王子支部の佐々木副支部長が壇上で表彰される場面などもあり、同じ支部の会員としてたいへん誇らしい気持ちになりました。

## 八王子支部ゴルフ部、上野原カントリークラブでの楽しい一日！



こんにちは、東京都行政書士会八王子支部ゴルフ部仮部長の松浦です。5月8日、上野原カントリークラブでゴルフを楽しんできました。この日は、和田先生、藤沼先生、大槻先生、そして私の4人が集まり、最高のゴルフ体験をしました。

朝から快晴でゴルフ日和。上野原カントリークラブに到着すると、緑が広がるコースが迎えてくれました。青空とフェアウェイのコントラストが本当に綺麗で、自然の美しさに心が癒されました。

コースでは、美しい景色を楽しみながら、リラックスしてプレイ。和田先生のナイスショットにはみんなから歓声上がり、藤沼先生と大槻先生の楽しい会話も絶えません。私も時々良いショットを決めて、みんなで笑い合いました。

ランチタイムにはクラブハウスで美味しい食事を楽しみました。ゴルフの話や仕事の話、プライベートな話題で盛り上がり、リラックスした雰囲気の中で交流できました。この時間もとても貴重で、メンバー同士の絆がさらに深まりました。

ちなみに、新メンバーも大募集中です！ゴルフが好きな方はもちろん、初心者の方も大歓迎です。興味がある方は、ぜひ私に声をかけてください。一緒に楽しくプレイしましょう！

この活動は、日々の仕事やストレスから解放される素晴らしい機会でした。自然の中での贅沢なひとときを満喫しながら、メンバー同士の絆も深まりました。

八王子支部ゴルフ部は、これからもフレンドリーな雰囲気の中で、みんなが楽しく参加できる活動を続けていきます！ゴルフを通じて心身をリフレッシュし、さらなる親睦を深めましょう。興味がある方はぜひご参加ください！

## 投稿のご案内

東京都行政書士会八王子支部 会員各位

平素は当支部の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

東京都行政書士会八王子支部広報部では、「行政はちおうじ・ひの」に掲載する支部会員の皆様からの投稿を、下記の要領にしたがって募集しています。

### 投稿要領

#### 1. 募集する原稿

行政書士業務に関する記事に限らず、提言、雑感、短歌、俳句、川柳、4 コマ漫画など、幅広く皆様の投稿を募集いたします。

#### 2. 原稿の送付方法

電子メールに限らせていただきます。kouhou@gyoseisyosi.net 宛てに原稿ファイルを添付して、件名を「行政はちおうじ・ひの用原稿」としてお送りください。

#### 3. 投稿原稿の採否

投稿原稿の採否は、広報部の編集会議で決定いたします。内容によっては掲載できない場合があります。

#### 4. その他

広報部における編集会議において加筆、修正、削除等を行うことがあります。

以上です。皆様からの多くの投稿をお待ちしております。

## 編集後記

長岡です。「みんなの広場」に広報部員以外の投稿が載ったのは、かなりひさしぶりなのではないでしょうか。保田さんの文章、とてもおもしろかったですね。文章うますぎて正直ちょっと嫉妬しました。ハードルが上がってしまった気もしますが、会員のみなさまにおかれましても、思いついたことがあったらお気軽に投稿してください。

東京都行政書士会八王子支部広報『行政はちおうじ・ひの』

発行人 東京都行政書士会八王子支部 支部長 中塚良二

〒192-0056 東京都八王子市追分町 9 番 11 号

TEL 042-686-3425 FAX 042-623-9516

広報部 藤沼 隆志・松浦 礼子・長岡 俊行・大槻 卓也・田中 真理子・斉藤 愛美